

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 5 月 2 4 日

東北経済産業局長 戸邊 千広 殿

階上町長 荒谷 憲輝

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【人口構造】

階上町の人口は、平成12年の15,618人をピークに減少が続き令和2年には13,496人と減少しており、2045年には約8,970人まで減少することが予想されている。また、年齢階級別にみると年少人口(0歳～14歳)、生産年齢人口(15歳～64歳)、高齢者人口(65歳以上)の総人口に占める割合は、それぞれ9.5%、57.0%、31.7%となっている。全国的な人口減少、少子高齢化社会の中で本町人口も減少の一途をたどっており、高齢者人口は2045年には51.7%に達することが予想され、これまでに経験のしたことのない超高齢化社会を迎えることとなる。

このような人口減少や少子化は産業の担い手不足や地域経済の規模縮小、地域コミュニティの衰退などを招き、高齢化は社会保障費の増大等を招くことから、人口問題は町民一人ひとりの生活に大きな影響を及ぼすことが懸念されている。

##### 【産業構造・中小企業者の実態】

就業者人口の産業別内訳の推移は、第1次産業及び第2次産業ともに減少傾向となっている。また、製造業や建設業からの職離れが急速に進み、第3次産業へ移行している。就業者数は、平成2年は5,359人であったものが令和2年には6,439人と増加している。当町の中小企業等は著しい人口減少による人手不足や後継者不足、就業環境を改善しにくい等の課題に直面しており、現状を放置すると当町の産業基盤が失われかねない状況である。

このような状況において、町の産業、経済の活性化を図るには、状況に応じた生産性の向上に取り組んでいくことが必要不可欠となる。

#### (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内において設備投資が活発な自治体の1つとなり、当地域がさらに経済発展していくことが期待される。については、10件程度の先端設備等導入計画認定を目標とする。

#### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

階上町の産業は、農林水産業、建設業、製造業など多様な業種が当町の経済・雇

用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。そのため、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等全てとする。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

階上町において中小企業等の事業者は海エリア、山エリアと広域に立地している。これらの地域において広く事業者の生産性向上を実現するため、本計画の対象エリアは町内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

階上町の産業は、農林水産業、建設業、製造業など多様な業種が当町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、IT導入による業務効率化等、多様であり、当町の計画においては、労働生産性が年率3%以上向上することに資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月19日～ 令和7年6月18日の2年間

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、事業者において3年間、4年間、5年間のいずれかの期間を選択し、設定するものとする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

○人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

○公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

○市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。

#### (備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。